

平成 26 年 9 月 30 日

各位

連結子会社の訴訟（売掛金等請求控訴事件）の勝訴判決について

イーサポートリンク株式会社
代表取締役社長 堀内 信介

当社の連結子会社である株式会社農業支援（以下「農業支援」といいます）を当事者とする下記訴訟の控訴審判決（一審判決につきましては平成 26 年 1 月 23 日付「連結子会社の訴訟の全面勝訴判決について」にてお知らせいたしました）が、平成 26 年 9 月 29 日、仙台高等裁判所（秋田支部）より言渡されましたのでご報告いたします。

記

1. 当事者

（1）控訴人（原審被告）

- ①片山りんご株式会社(代表取締役 片山寿伸、青森県弘前市大字境関字西田 57 番地 1、以下「片山りんご」といいます)
- ②弘前りんご株式会社（代表取締役 大中忠、青森県弘前市大字境関字西田 57 番地 1、以下「弘前りんご」といいます)

（2）被控訴人（原審原告）

農業支援

2. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

農業支援は、りんごの販売・加工等を事業としておるところ、片山りんごは農業支援に対して、りんごの購入代金を支払わない等、農業支援への債務を弁済しないため、これらの債権の弁済を求めて、平成 21 年 6 月 10 日、農業支援が片山りんご及び弘前りんご（片山りんごの新設分割設立会社）を相手に売掛金等請求訴訟を提起し、平成 26 年 1 月 22 日、青森地方裁判所（弘前支部）において農業支援が勝訴判決を受けました。控訴人らは、これを不服として平成 26 年 2 月 7 日仙台高裁秋田支部に控訴しておりました。

3. 訴訟判決の内容

控訴審の判決は、上記債権の存在を否認する片山りんごの主張を一切認めず、農業支援に債権のあることを認め、また、会社分割の有効性に関しても、濫用的会社分割であ

るとして、弘前りんごの主張を認めず、一審同様、弘前りんごが法人格否認の法理に基づき片山りんごと同様の債務を履行すべき責任を負うと判断しました。判決内容は農業支援の主張を全て認め、全面勝訴となるものです。

4. 今後の見通し

当社は、本控訴審判決は、農業支援の主張が全面的に認められた妥当なものであると考えております。

本件控訴審判決は、上告期間経過後まで確定しませんが、仙台高等裁判所（秋田支部）の判決も、十分かつ慎重な検討の上で出されており、上告理由は存在しないと考えており、早期に確定するものと確信しております。

以上